

# 平成29年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画

(名称) 紀の川市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 紀の川市副市長 林 信良

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町(打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町)が合併し、紀の川市が誕生しました。この合併により市の面積が228.21k㎡と市域が拡大し、高齢者や障害者などの交通弱者にとって市内の移動が困難になり、また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等の問題も生じておりました。

これらの状況のもと、交通弱者の日常的な移手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月より市役所、病院、駅、商業施設等を経由する紀の川市地域巡回バスの試行運転を実施しました。

このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところにあります。

試行運転実施中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には紀の川市地域公共交通総合連携計画を策定し、同計画に基づき平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用し、平成21年5月から紀の川市地域巡回バスの本格運行を開始しました。

平成19年4月の試行運行開始から9年が経過し、この地域巡回バス路線の認知度についても高齢者や障害者の移手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきています。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えられます。

以上のことから、この計画は、行政・市民・事業者等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるように、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とします。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### 【事業の目標】

地域公共交通確保維持事業に係る紀の川市地域巡回バス(粉河那賀・桃山路線)は、2路線、4コース、1日あたり27便で正月3日を除く、年間362日の運行を実施しており、過去2カ年の路線別の利用者数の推移については以下の通りです。

| 路線名    | 平成26年度(H25.10~H26.9) |           | 平成27年度(H26.10~H27.9) |           |
|--------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
|        | 利用者数                 | 1日あたり利用者数 | 利用者数                 | 1日あたり利用者数 |
| 粉河那賀路線 | 12,286人              | 33.9人/日   | 14,870人              | 41.1人/日   |
| 桃山路線   | 11,153人              | 30.8人/日   | 14,968人              | 41.3人/日   |
| 合計     | 23,439人              | 64.7人/日   | 29,838人              | 82.4人/日   |

※利用者数は国庫補助事業対象期間にて記載

平成26年度と平成27年度を比較すると利用者数は増加傾向にあります。平成26年4月1日に行っ

た、路線・ダイヤ改正により利便性が向上したため、利用者数が増加しています。

これまでの利用実績や当市の人口動態予測を踏まえ、今後の目標設定を以下の通り行います。

### ○粉河那賀路線

市全体の人口は減少が続いていますが、当該路線内の打田地区は、住宅の増加により合併以前よりも人口が増加していることで、新たに通勤利用される方も見込まれます。平成 26 年度と平成 27 年度を比較すると、1 日あたりの利用者数は 7.2 人増加しています。利用者数の増加はダイヤ改正によるところが大きく、今後大幅な利用者数の増加は見込まれないと考えられます。そのため、今後の目標値は年度ごとに利用者数を 0.5 人増加させて目標設定します。

### ○桃山路線

当該路線は、山間部を中心としており、大幅な利用者の増加を見込むことは困難ではありますが、平成 26 年度と平成 27 年度を比較すると、1 日あたりの利用者数は 10.5 人増加しています。粉河那賀路線と同様に利用者数の増加はダイヤ改正によるところが大きく、今後大幅な利用者数の増加は見込まれないと考えられます。この様な要因を勘案し、目標値は平成 27 年度実績値を現状維持して、目標設定します。

| 路線名    | 平成 28 年度（目標） |            | 平成 29 年度（目標） |            |
|--------|--------------|------------|--------------|------------|
|        | 利用者数         | 1 日あたり利用者数 | 利用者数         | 1 日あたり利用者数 |
| 粉河那賀路線 | 15,100 人     | 41.6 人/日   | 15,240 人     | 42.1 人/日   |
| 桃山路線   | 15,009 人     | 41.3 人/日   | 14,968 人     | 41.3 人/日   |
| 合計     | 30,109 人     | 82.9 人/日   | 30,208 人     | 83.44 人/日  |

| 路線名    | 平成 30 年度（目標） |            | 平成 31 年度（目標） |            |
|--------|--------------|------------|--------------|------------|
|        | 利用者数         | 1 日あたり利用者数 | 利用者数         | 1 日あたり利用者数 |
| 粉河那賀路線 | 15,421 人     | 42.6 人/日   | 15,602 人     | 43.1 人/日   |
| 桃山路線   | 14,968 人     | 41.3 人/日   | 14,968 人     | 41.3 人/日   |
| 合計     | 30,389 人     | 83.9 人/日   | 30,570 人     | 84.4 人/日   |

※運行日数は平成 28 年度のみ 363 日（閏年）、他の年度は 362 日で設定

#### 【事業の効果】

- 山間部等の公共交通空白地域の解消
- 高齢者等の日常生活（通院・買い物）に必要不可欠な移動手段の確保
- 他の路線バスや駅への接続により、広域的な公共交通ネットワークの形成

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表 1 のとおり

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり

なお、紀の川市から運行事業者への運行補助金額については、事業者の損失額から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

**5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

和歌山バス那賀株式会社

**6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法**

活性化法定協議会を補助対象事業者としないため該当なし

**7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

該当なし

**8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

該当なし

**9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要**

表5のとおり

**10. 車両の取得に係る目的・必要性**

地域巡回バスは平成19年4月に試行運行を開始、平成21年5月に本格運行を開始し、1月1日～3日を除く毎日、学生・高齢者等の交通弱者の生活路線として運行を行っている。

地域巡回バス桃山路線を運行している小型車両は平成19年に導入しており、登録より9年経過、走行距離は70万kmを越え、安全運行を確保するために、老朽化した車両の早急な買換えを行う必要がある。

地域巡回バス桃山路線は山間部地域を多く運行しており、小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。また、1日あたりの利用者数が平成27年度実績値で41.3人であり、一定の利用者数がある。そのため、現在運行車両と同じ型である、乗車定員14人の小型車両を導入する。

**11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**

(1) 事業の目標

導入車両：トヨタハイエースコンピューター

導入時期：平成28年10月

導入台数：1台

(2) 事業の効果

上記車両を導入することにより、老朽化した車両を更新し、地域巡回バス桃山路線の運行を維持する。桃山路線を維持することにより、沿線地域（靱瀨地区、奥安楽河地区等）に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。

**12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額**

表6及び表7のとおり

※なお、紀の川市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

### 13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当なし

### 14. 協議会の開催状況と主な議論

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 平成 18 年 12 月 7 日<br>平成 19 年 1 月 31 日 | ○紀の川市地域公共交通会議 設置<br>○平成 18 年度紀の川市地域公共交通会議<br>・紀の川市における公共交通及びバス運行事業の概況説明<br>・紀の川市地域巡回バス粉河那賀路線の開設及び桃山路線における一部路線の廃止について【承認】<br>・紀の川市地域巡回バス貴志川路線に係る運賃設定について【承認】   |
| 平成 19 年 4 月 2 日<br>平成 20 年 2 月 1 日   | ○紀の川市地域巡回バス粉河那賀路線運行開始（試行運行）<br>○紀の川市地域巡回バスへの市内各地域の意見、要望調査を実施（自治区長へ依頼 平成 20 年 6 月 30 日まで）  |
| 平成 20 年 4 月 1 日                      | ○紀の川市地域巡回バス桃山路線の一部変更及び廃止<br>○紀の川市地域巡回バス貴志川路線の有料化  |
| 平成 20 年 9 月 1 日                      | ○バス利用者アンケートを実施<br>（地域巡回バス車内で平成 20 年 9 月 30 日まで用紙を配布）<br>アンケート結果は市ホームページで公表  |
| 平成 20 年 11 月 1 日<br>平成 21 年 3 月 2 日  | ○紀の川市地域巡回バス桃山路線日曜日試行運行開始<br>○平成 20 年度紀の川市地域公共交通会議<br>・紀の川市地域公共交通会議設置要綱等の改正について【承認により地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会となる】<br>・紀の川市地域巡回バス運行経過及び運行実績について【報告】<br>・紀の川市地域公共交通総合連携計画（案）及び総合事業計画（案）について【承認】<br>・紀の川市地域巡回バス路線等の運行事業計画の変更について【承認】 |
| 平成 21 年 3 月 4 日～<br>平成 21 年 3 月 10 日 | ○紀の川市地域公共交通総合連携計画（案）について、パブリックコメントを市ホームページで募集   |
| 平成 21 年 3 月 16 日                     | ○紀の川市地域公共交通総合連携計画を策定  |
| 平成 21 年 5 月 1 日                      | ○紀の川市地域巡回バス本格運行開始   |
| 平成 22 年 3 月 15 日                     | ○平成 21 年度紀の川市地域公共交通会議<br>・平成 21 年度歳入歳出予算について【報告】<br>・平成 21 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業実施状況について【報告】<br>・平成 22 年度歳入歳出予算（案）について【承認】<br>・平成 22 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業（案）について【承認】<br>・紀の川市地域巡回バス運行実績について【報告】                                    |
| 平成 22 年 6 月 21 日                     | ○紀の川市デマンド型交通導入調査開始（完成平成 23 年 3 月 31 日）  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 平成 22 年 10 月 26 日 | <p>○平成 22 年度第紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について【報告】</li> <li>・平成 22 年度補正予算（第 1 号）について【報告】</li> <li>・平成 21 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・紀の川コミュニティバス運行経路及び時刻の変更について【承認】</li> </ul>  |
| 平成 22 年 12 月 1 日  | <p>○紀の川コミュニティバス運行経路及び時刻の一部変更<br/>（「岩出市役所」、「岡田北」停留所設置）</p>   |
| 平成 23 年 6 月 20 日  | <p>○平成 23 年度紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について【報告】</li> <li>・平成 22 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 22 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 23 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（紀の川市地域巡回バス運行経路及び時刻の変更について）</li> <li>・平成 23 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul> |
| 平成 23 年 8 月 1 日   | <p>○紀の川市地域巡回バス運行経路及び時刻の変更<br/>（粉河那賀路線・桃山路線）</p>   |
| 平成 24 年 6 月 22 日  | <p>○平成 24 年度紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 23 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 24 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 24 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>                              |
| 平成 25 年 6 月 21 日  | <p>○平成 25 年度第 1 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 24 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 25 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 25 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>                         |
| 平成 26 年 1 月 28 日  | <p>○平成 25 年度第 2 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度紀の川市地域巡回バスの路線改正について【承認】</li> </ul>  |
| 平成 26 年 4 月 1 日   | <p>○紀の川市地域巡回バス運行経路及び時刻の変更</p>   |
| 平成 26 年 6 月 20 日  | <p>○平成 26 年度第 1 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 25 年度歳入歳出決算について【報告】</li> </ul>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>平成 26 年 12 月 1 日</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 26 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul> <p>○平成 26 年度第 2 回紀の川市地域公共交通会議（書面審議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川市地域公共交通会議の委員として、障害者の代表が新たに参画することについて。【承認】</li> </ul>   |
| <p>平成 27 年 6 月 1 日<br/>平成 27 年 6 月 12 日</p> | <p>○紀の川市地域巡回バス貴志川路線の運行車両を変更。</p> <p>○平成 27 年度第 1 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 26 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 27 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 27 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>  |
| <p>平成 28 年 1 月 21 日</p>                     | <p>○平成 27 年度第 2 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川市デマンド型乗合タクシーの導入について【承認】</li> <li>・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価案について【承認】</li> <li>・紀の川市地域巡回バスのバス停名称変更について【承認】</li> </ul>  |
| <p>平成 28 年 3 月 3 日</p>                      | <p>○平成 27 年度第 3 回紀の川市地域公共交通会議（書面審議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有田交通株式会社の営業所の変更に伴う、紀の川市地域巡回バス貴志川路線の自動車車庫の設置継続について【承認】</li> </ul>  |
| <p>平成 28 年 3 月 25 日</p>                     | <p>○平成 27 年度第 4 回紀の川市地域公共交通会議（書面審議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川市地域公共交通会議会長の変更について【承認】</li> </ul>  |
| <p>平成 28 年 6 月 13 日</p>                     | <p>○平成 28 年度第 1 回紀の川市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副会長の選出について【承認】</li> <li>・平成 27 年度事業報告について【承認】</li> <li>・平成 27 年度歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・平成 28 年度事業計画（案）について【承認】<br/>（地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定及び移動円滑化基準適用除外認定申請について）</li> <li>・平成 28 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通会議設置要綱の改正について【承認】</li> </ul> |

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会の構成員には合併した旧町（打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町）それぞれの代表区長等が含まれており、市内全域の意見が集約されていると考えられます。

バスに関する地域の区長からの要望については、市企画調整課（協議会事務局）において随時受け付けており、路線再編時には考慮しています。

**16. 協議会メンバーの構成**

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 紀の川市長又はその指名する者                  | 紀の川市副市長  |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者                  | 和歌山バス那賀株式会社<br>有田交通株式会社  |
| 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者              | 株式会社有交紀北   |
| 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体             | 社団法人和歌山県バス協会<br>社団法人和歌山県タクシー協会   |
| 住民又は利用者の代表                      | 打田地区区長会長<br>粉河地区区長会長<br>那賀地区区長会長<br>桃山地区区長会長<br>貴志川地区区長会長<br>紀の川市身体障害者連盟会長 |
| 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者          | 国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官   |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体  | 和歌山県交通運輸産業労働組合協議会  |
| 道路管理者、県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 | 和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課長<br>和歌山県那賀振興局建設部副部長<br>和歌山県警岩出署長                       |